3　口述試験

委員氏名	担当
清水　啓助	試験部会長
大西　正悟	特許、実用新案
木村耕太郎	特許、実用新案
黒川　恵	特許、実用新案
越河　勉	特許、実用新案
小林　良平	特許、実用新案
佐藤　美樹	特許、実用新案
杉本　博司	特許、実用新案
髙木　彰	特許、実用新案
髙倉　成男	特許、実用新案
髙部眞規子	特許、実用新案
中隈　誠一	特許、実用新案
南条　雅裕	特許、実用新案
野口　恭弘	特許、実用新案
濱田百合子	特許、実用新案
樋口　外治	特許、実用新案
福田　伸一	特許、実用新案
保科　敏夫	特許、実用新案
眞壽田順啓	特許、実用新案
松岡　修平	特許、実用新案
宮脇　正晴	特許、実用新案
森川　元嗣	特許、実用新案
八板　直人	特許、実用新案
山本　寿武	特許、実用新案
米山　尚志	特許、実用新案
青山　耕三	意匠
伊藤　晃	意匠
内野　雅子	意匠
梅澤　修	意匠
大月　雅博	意匠
岡﨑信太郎	意匠
岡戸　昭佳	意匠
小川　眞一	意匠
折居　章	意匠
熊谷　健一	意匠
齋藤　孝恵	意匠
真田　修治	意匠
鮫島　武信	意匠
鈴木　公明	意匠
谷口　登	意匠
仲　晃一	意匠
中野　圭二	意匠
羽鳥　亘	意匠
土生　真之	意匠
藤野　清規	意匠
松下　香苗	意匠
山口　義雄	意匠
山本　俊則	意匠
吉井　雅栄	意匠
石井　茂樹	商標
石田　昌彦	商標
内山　進	商標
太田　誠治	商標
大場　義則	商標
大和田　隆太郎	商標
長内　行雄	商標
川村　恭子	商標
神林恵美子	商標
工藤　莞司	商標
小出　浩子	商標
斎藤　理絵	商標
田島　壽	商標
外川　英明	商標
中川　博司	商標
中里　浩一	商標
中田　和博	商標
東谷　幸浩	商標
藤田　雅彦	商標
本多　敬子	商標
松田　克治	商標
三嶋　景治	商標
矢部　耕三	商標
山本　尚	商標
飯野　茂	総括
千葉　成就	総括

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第９４２号

大阪府交野市幾野２丁目28番３号
債務者　稲垣　信夫
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野邊　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０３８号

大阪府大東市三箇６－５－15、住民票上の住所大阪府門真市千石東町19番５号
債務者　坂本　繁
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０７５号

大阪府大阪狭山市大野台７丁目５番13号、事業所所在地大阪市西区境川１丁目６番14号グランドヴィラ境川103号室
債務者　司鋼材こと　中村　司
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野邊　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０４号

兵庫県三田市弥生が丘１丁目４番地12
債務者　重松　昭範
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２３６号

福岡市博多区千代２丁目21番14―808号、前住所福岡市博多区堅粕３丁目21番13―205号
債務者　中西　良和
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八尋　八郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１５号

福岡県行橋市南泉３丁目41番47―101号
債務者　武藤　清二
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　貞祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３３３２号

愛知県あま市上萱津薬師50番地　ノーブルカトウＢ205号
債務者　鈴木　くみ
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　充良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部